

(平成25年12月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

厚生年金関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

九州（大分）厚生年金 事案 4947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年8月12日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、4万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成16年8月12日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間①及び②の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②については、申立人の当該期間に係る申立人名義の金融機関の取引明細表及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から4万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、前述の取引明細表によりA社から申立人に対し、賞与が支給されていたことは確認できる。

しかしながら、前述の取引明細表で確認できる申立期間①の入金額は、千円単位の端数の無い金額となっているところ、賞与支給額から厚生年金保険料、所得税等を控除した場合に、千円単位の端数の無い振込額になることは通常考え難い。

また、前述の複数の同僚のうち、申立期間①において賞与が支給されている者が所持している賞与支給明細書によると、支給額が千円単位の端数の無い額になっているものについては、当該賞与からは厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4948

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月25日、16年8月12日、同年12月24日、17年8月12日、同年12月22日、18年8月11日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年12月25日は5万円、16年8月12日は3万3,000円、同年12月24日は5万9,000円、17年8月12日は3万5,000円、同年12月22日は6万7,000円、18年8月11日は3万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年8月12日
⑥ 平成17年12月22日
⑦ 平成18年8月11日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②から⑦までについては、申立人の当該期間に係る申立人名義

の金融機関の取引明細表及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から⑦までに係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年12月25日は5万円、16年8月12日は3万3,000円、同年12月24日は5万9,000円、17年8月12日は3万5,000円、同年12月22日は6万7,000円、18年8月11日は3万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑦までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、前述の取引明細表によりA社から申立人に対し、賞与が支給されていたことは確認できる。

しかしながら、前述の取引明細表で確認できる申立期間①の入金額は、千円単位の端数の無い金額となっているところ、賞与支給額から厚生年金保険料、所得税等を控除した場合に、千円単位の端数の無い振込額になることは通常考え難い。

また、前述の複数の同僚のうち、申立期間①において賞与が支給されている者が所持している賞与支給明細書によると、支給額が千円単位の端数の無い額になっているものについては、当該賞与からは厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月25日、16年8月12日、同年12月24日、17年8月12日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年12月25日は6万円、16年8月12日は4万2,000円、同年12月24日は6万4,000円、17年8月12日は4万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年8月12日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②から⑤までについては、申立人の当該期間に係る申立人名義の金融機関の取引明細表及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記

録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から⑤までに係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年12月25日は6万円、16年8月12日は4万2,000円、同年12月24日は6万4,000円、17年8月12日は4万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑤までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、前述の取引明細表によりA社から申立人に対し、賞与が支給されていたことは確認できる。

しかしながら、前述の取引明細表で確認できる申立期間①の入金額は、千円単位の端数の無い金額となっており、賞与支給額から厚生年金保険料、所得税等を控除した場合に、千円単位の端数の無い振込額になることは通常考え難い。

また、前述の複数の同僚のうち、申立期間①において賞与が支給されている者が所持している賞与支給明細書によると、支給額が千円単位の端数の無い額になっているものについては、当該賞与からは厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年8月12日及び同年12月24日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、16年8月12日は3万円、同年12月24日は6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月25日
② 平成16年8月12日
③ 平成16年12月24日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②及び③については、申立人の当該期間に係る申立人名義の金融機関の取引明細表及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録が

A社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③に係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成16年8月12日は3万円、同年12月24日は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、前述の取引明細表によりA社から申立人に対し、賞与が支給されていたことは確認できる。

しかしながら、前述の取引明細表で確認できる申立期間①の入金額は、千円単位の端数の無い金額となっているところ、賞与支給額から厚生年金保険料、所得税等を控除した場合に、千円単位の端数の無い振込額になることは通常考え難い。

また、前述の複数の同僚のうち、申立期間①において賞与が支給されている者が所持している賞与支給明細書によると、支給額が千円単位の端数の無い額になっているものについては、当該賞与からは厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額の記録については、平成15年8月12日は8万6,000円、同年12月25日は14万5,000円、16年8月12日は8万1,000円、同年12月24日は14万2,000円、17年8月12日は7万9,000円、同年12月22日は14万3,000円、18年8月11日は7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年8月12日
⑥ 平成17年12月22日
⑦ 平成18年8月11日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間については、申立人の当該期間に係る申立人名義の金融機関の流動性預金元帳及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の流動性預金元帳及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年8月12日は8万6,000円、同年12月25日は14万5,000円、16年8月12日は8万1,000円、同年12月24日は14万2,000円、17年8月12日は7万9,000円、同年12月22日は14万3,000円、18年8月11日は7万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

九州（大分）厚生年金 事案 4952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月25日、16年8月12日、同年12月24日、17年8月12日、同年12月22日、18年8月11日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年12月25日は4万円、16年8月12日は3万3,000円、同年12月24日は4万9,000円、17年8月12日は3万5,000円、同年12月22日は5万8,000円、18年8月11日は3万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年8月12日
⑥ 平成17年12月22日
⑦ 平成18年8月11日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②から⑦までについては、申立人の当該期間に係る申立人名義

の金融機関の流動性預金元帳及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から⑦までに係る標準賞与額については、前述の流動性預金元帳及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年12月25日は4万円、16年8月12日は3万3,000円、同年12月24日は4万9,000円、17年8月12日は3万5,000円、同年12月22日は5万8,000円、18年8月11日は3万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑦までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、前述の流動性預金元帳によりA社から申立人に対し、賞与が支給されていたことは確認できる。

しかしながら、前述の流動性預金元帳で確認できる申立期間①の入金額は、千円単位の端数の無い金額となっているところ、賞与支給額から厚生年金保険料、所得税等を控除した場合に、千円単位の端数の無い振込額になることは通常考え難い。

また、前述の複数の同僚のうち、申立期間①において賞与が支給されている者が所持している賞与支給明細書によると、支給額が千円単位の端数の無い額になっているものについては、当該賞与からは厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和29年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月20日から同年6月1日まで

私は、昭和27年4月1日にA社C支店に入社し、31年8月10日に退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社C支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社C支店は昭和29年5月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和29年6月の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は当時の関係資料は保管しておらず不明と回答しているが、前述の被保険者名簿によれば、同僚28人の資格喪失日及び資格取得日が申立人と同日付けとなっていることが確認でき、社会保険事務所（当時）が当該被保険者資格の喪失日及び取得日をいずれも誤るとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年7月から12年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年7月から12年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が金融機関で納付したり、一部の期間については親に納付してもらったりしていたが納付記録が無い。平成13年1月から同年3月までの保険料の学生納付特例の申請をした際に、誤って申立期間の保険料の納付記録が消去されたものと思われるので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付書により納付していたが、平成13年に学生納付特例の申請を行ったことに伴い、納付記録が消去されたと主張しているところ、A市が保険料の納付状況等を記録している平成10年度から12年度までの国民年金被保険者収滞納一覧表（平成11年6月8日、12年5月23日及び13年5月24日作成）において、申立人は被保険者として記録されているものの、申立期間に係る保険料の納付の事跡は確認できず、申立人の主張を裏付ける事情は見当たらない。

また、申立人の母親は、申立期間の一部の期間の保険料については、発行元は不明としているものの、B市の申立人の実家に送付された納付書により、同市内の金融機関で納付したと供述しているところ、A市は、同市が当時発行した納付書では、B市内の金融機関で納付することはできなかったと思われると回答している。

さらに、申立期間は、オンラインシステムが導入された後の期間であり、納付記録の取消処理が行われた場合には、その履歴がオンラインシステムに記録される等の事務処理の機械化が図られているところ、申立人のオンライン記録において、保険料の納付記録が取り消される等の処理が行われた形跡

は見当たらない。

加えて、複数の行政機関等において、30 か月にわたり連続して収納事務等の処理を誤るとは考え難い。

また、申立人及びその両親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和21年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和41年1月から43年3月まで

私の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、婚姻前の申立期間の納付記録が無いことが分かった。私の保険料は、両親のどちらかが集金人を通じて納付していたはずで、両親が納付しないことは考えられないので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和41年*月頃に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は両親が集金人を通じて納付していたと主張している。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳には発行日が、婚姻後（婚姻日は、昭和43年5月*日）の昭和43年8月31日と記載されていることが確認できるところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日からみても、申立人の記号番号は当該年金手帳の発行日と同時期に払い出されていることが推認できることから、申立人の両親が、申立人の婚姻前の申立期間に保険料を集金により納付することはできなかつたものと考えられる。

また、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（昭和56年9月1日作成）では、申立人の申立期間における保険料は未納とされていることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

さらに、申立人は、その両親が申立人の保険料を集金人に納付していたと主張しているが、当該保険料を納付したとする申立人の両親及び集金人は既に死亡しており、保険料の納付について具体的な供述を得ることができない。

加えて、申立人及びその両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（佐賀）国民年金 事案 2729

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から59年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から59年11月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、同居していた両親が婦人会を通じて集金により自分たちの保険料と併せて納付していた。
申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の記号番号の前後の被保険者の資格取得日により、平成4年1月頃に払い出されていることが推認でき、当該払出時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当該払出日より前に申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は婦人会の集金により両親が保険料を納付していたと主張しているところ、A市は申立期間当時、申立人が居住していた地区では納付組織による保険料の集金を行っていたが、婦人会等の納付組織の集金名簿及び集金台帳については保存していないと回答しているため、婦人会による申立人の保険料の集金状況について確認することができない。

さらに、B町（現在は、A市）の国民年金被保険者名簿では、申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる記載は見当たらない。

このほか、申立人及びその両親が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 31 日から 40 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 8 月 1 日に A 社に入社し、44 年 5 月 31 日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

ねんきん特別便によると、申立期間の途中で事業所名が変更されているが、勤務内容には変更が無かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人の供述から、期間の特定はできないものの申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、「当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等の状況が不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の元事業主は、申立期間当時、従業員の中には厚生年金保険に加入していなかった者がいたと供述しており、前述の同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人の被保険者原票において、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が遡って訂正される等の不自然な点は見当たらない上、A 社に係る被保険者原票を調査したが、申立人のオンライン記録により確認できる同社に係

る被保険者記録と一致するもの以外に申立人の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 9 月 20 日から 9 年 3 月 1 日まで

私は、A社で約2年勤務していた間、厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が7か月のみとなっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚（申立人が姓名を挙げた同僚一人を含む。）の供述から判断すると、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、平成7年9月にA社に入社したにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が9年3月1日となっていると主張しているものの、申立人と同日に同社において同資格を取得している同僚15人のうち、回答のあった5人（申立人が姓名を挙げた前述の同僚を含む。）は、「A社においては、採用後に試用期間があり、採用と同時に社会保険に加入していなかったことを記憶している。また、パートの職員の中には、厚生年金保険に加入していない者がかなりいた。」と供述しており、事業主は、申立期間当時、必ずしも全ての従業員について採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、A社の元事業主は、「平成19年に事業を廃止したことから申立期間当時の資料を保管していないため不明である。」としており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで
年金事務所に私の厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A事業所B部門(厚生年金保険の適用事業所名はC事業所)において臨時職員として勤務していた申立期間の記録が無いことが分かった。
A事業所に厚生年金手帳を提出したことを記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びC事業所が保管している申立人に係る職員履歴書から、申立人が申立期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C事業所は、「申立人が申立期間において、A事業所に臨時職員及び非常勤職員として勤務していたことは確認できるものの、申立期間当時の関係資料は保管しておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入状況、給与支払状況及び保険料控除については確認できない。」と回答している。

また、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和 50 年 10 月 1 日から 52 年 4 月 1 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚 28 人のうち 15 人については、雇用保険被保険者資格の取得日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は符合しない。

さらに、前述の同僚 15 人のうち 2 人は、「私はC事業所に非常勤職員として勤務していたが、C事業所では、昭和 52 年 4 月から非常勤職員も厚生年金保険に加入させる取扱いになったようで、私もこの時から厚生年金保険に加入することになった。厚生年金保険に加入するまで、給与から厚生年金保険料が控除されることは無かった。」、「私は、C事業所等に臨時職員として

4年間くらい勤務したと思うが、厚生年金保険の被保険者期間は6か月となっている。」とそれぞれ供述していることから判断すると、申立期間当時、C事業所では、全ての臨時職員等について、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 3 月 21 日まで
② 昭和 48 年 3 月 26 日から 51 年 2 月 21 日まで

私が A 社（現在は、B 社）に勤務していた申立期間①及び C 社（後の D 社）に勤務していた申立期間②の標準報酬月額の記録を確認したところ、実際に受け取っていた給与額と比べて低い額とされている。

申立期間①には 15 万円ぐらい、申立期間②には 20 万円から 25 万円までぐらいの額の給与を受け取っていたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していない上、B 社は当時の資料を保管していない旨回答しており、申立人の主張する給与額に見合う標準報酬月額に係る厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる関連資料等を得ることができない。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票により申立期間①における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚（申立人が記憶している同僚 4 人を含む。）に照会したが、いずれの者も給与明細書を所持しておらず、当該期間における厚生年金保険料の控除額に係る関連資料等を得ることができない。

さらに、A 社における事務担当者であったとして前述の同僚のうち複数の者が姓名を挙げた者に照会したところ、当該者は、「A 社が、社会保険事務所（当時）に対し報酬月額を故意に低い額で届け出たとは思わない。」と供述している。

加えて、A 社に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、申立人と類似の業務を担当していたとみられる他の同僚の標準報酬月額と同程度となっており、当該記録が遡及して訂正されている等の不自然さは認められない。

2 申立期間②については、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していない上、オンライン記録によると、D社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、届出等については不明としていることから、申立人の主張する給与額に見合う標準報酬月額に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる関連資料等を得ることができない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚（申立人が記憶している同僚二人を含む。）に照会したが、いずれの者も給与明細書を所持しておらず、当該期間における厚生年金保険料の控除額に係る関連資料等を得ることができない。

さらに、C社における事務担当者であったとして前述の同僚のうち複数の者が姓名を挙げた3人に照会したところ、そのうち2人は、申立人がその主張する給与額を受け取っていたかどうかについては不明であるが、給与総額に見合う報酬月額を届け出たと記憶している旨供述している。

加えて、i) 公共職業安定所は、申立人のC社に係る雇用保険の被保険者資格の取得時の賃金月額が6万7,000円、離職時の賃金日額は4,061円（退職日直前の6か月間における賃金総額を日数の180で除した額。当該額から退職日直前の6か月間に係る平均の賃金月額は、4,061円に30日に乗じた12万1,830円であると推認できる。）とそれぞれ記録されている旨回答していること、ii) 同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険被保険者資格の取得日における標準報酬月額は6万4,000円であること、iii) 同資格の喪失日における標準報酬月額は11万円であることから、公共職業安定所の記録と社会保険事務所との記録はおおむね一致していることが確認できる。

また、C社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間②における標準報酬月額は、申立人と類似の業務を担当していたとみられる他の同僚の標準報酬月額と同程度となっており、当該記録が遡及して訂正されている等の不自然さは認められない。

3 このほか、申立人が、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。